

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 土木一式工事
(2) 件 名 下水道築造工事（区6-137号線）
- (3) 場 所 越谷市西大袋土地区画整理事業地内
- (4) 履 行 期 間 令和5年12月1日から令和6年2月29日まで
(5) 契 約 金 額 1,716,000 円(税込み)
(6) 受 注 者 清和土木株式会社
- (7) 受注者住所 埼玉県越谷市南荻島4288
- (8) 概 要 路線延長 L=36.1m
管体延長 L=36.1m
硬質塩化ビニル管φ200 L=36.1m
取付け管及びます 2箇所
- (9) 理 由 本工事は、越谷市西大袋土地区画整理事業地内の街路築造工事（区6-137号線外1路線）と同一施工区域内であるため密接な関係性があり、一連で作業することにより、工期の短縮・安全性・円滑な施工を確保する上で有利と認められ、かつ他業者と契約する場合より共通仮設費、現場管理費及び一般管理費において設計額で110,000円削減できることから、当該工事の受注者と地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により特命随意契約を締結するものです。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 機械器具設置工事
(2) 件 名 赤山交流館エレベーター更新工事
(3) 場 所 越谷市赤山町三丁目128番地1
(4) 履 行 期 間 令和5年12月22日から令和6年12月27日まで
(5) 契 約 金 額 23,100,000 円(税込み)
(6) 受 注 者 東芝エレベータ株式会社
北関東支社
(7) 受注者住所 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-7-5
(8) 概 要 赤山交流館のエレベーター1基の更新を行う。
執行予定金額（税込）
令和5年度 9,292,800円
令和6年度 13,939,200円
総額 23,232,000円

- (9) 理 由 特命随意契約理由：
本工事は、既存エレベーターの一部の更新工事であり、既存の設備等と密接不可分の関係にあることから、既存エレベーターの製作者以外に工事を行わせた場合、設備等の使用に著しい支障が生じるおそれがあるものです。工事後のエレベーターの機能維持と施工責任の所在を明確にするため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により、既存エレベーターメーカーである「東芝エレベータ株式会社 北関東支社」を特命にて契約を締結するものです。

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- | | |
|-----------|--|
| (1) 種別 | 機械器具設置工事 |
| (2) 件名 | 平新川排水機場No. 3排水ポンプ改修工事 |
| (3) 場所 | 越谷市大字北川崎827番地 |
| (4) 履行期間 | 令和5年12月26日から令和7年3月21日まで |
| (5) 契約金額 | 39,600,000円(税込み) |
| (6) 受注者 | 荏原実業株式会社
関東支社 |
| (7) 受注者住所 | 埼玉県さいたま市浦和区岸町7-1-4 |
| (8) 概要 | 平新川排水機場No. 3排水ポンプ(φ700 140kW)のオーバーホール一式
羽根車、ポンプ軸受け、メカニカルシール、ケーブル等の交換・調整 |
| (9) 理由 | 本工事は、老朽化した株式会社荏原製作所製排水ポンプをオーバーホールするものである。工場整備及び各種部品交換にあたり、当該ポンプに精通している者以外に施工させた場合、今後の運転に支障をきたす恐れがあるため、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により、本ポンプの知識や現場状況等に精通している製造メーカー特約店であり、施工者である荏原実業株式会社関東支社と特命随意契約するものである。 |

随意契約執行結果（公表用）

越谷市建設工事等に係る情報の公表要綱（平成13年告示61号）に基づき、以下の内容を公表いたします。

- (1) 種 別 測量（登録有）
(2) 件 名 3級水準点測量業務委託
- (3) 場 所 越谷市西大袋土地区画整理事業地内外7箇所
- (4) 履 行 期 間 令和5年12月6日から令和6年3月15日まで
(5) 契 約 金 額 1,045,000円(税込み)
(6) 受 注 者 東日本総合計画株式会社
越谷営業所
(7) 受注者住所 埼玉県越谷市東越谷2-12-25
- (8) 概 要 3級水準点測量観測 12.1km
本委託は、西大袋土地区画整理事業地内の経年変化による地盤沈下を観測し、地区内の公共施設等の精度を測るものであり、本業務を行うにあたり専門的知識及び技術が必要となることから委託するものです。
- (9) 理 由 当該業務は、現在、西大袋土地区画整理事業地内の測量業務（単価契約）を請け負っている東日本総合計画株式会社と特命随意契約を締結することにより、業務の一連性、観測精度の確保、期間の短縮が図れるとともに、諸経費において、設計額で154,000円削減できることから、地方自治法施行令第167条の2第1項第6号により、前記受注者である上記業者を特命の相手方とするものです。